

笠間市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

本市では、建設工事の入札参加資格を申請する全ての業者に対して、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入を要件化します。（ただし、適用除外者を除く）また、今回から社会保険の加入確認は、申請日時点ではなく、経営事項審査の審査基準日時点で加入となります。

2 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。
総合数値は、入札参加資格者名簿の登載期間中は変更いたしません。

3 名簿の有効期間

平成33年3月31日まで（有効期間の始期については、「平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

4 名簿の公表

入札参加資格者名簿については、閲覧（笠間市財政課契約検査室）及び本市ホームページで公表します。なお、郵送による登録結果の通知は行いませんのでご了承ください。（名簿登載日は平成31年4月1日予定）

5 平成31・32年度建設工事入札参加資格審査における主観点数の評価項目

本市ホームページで、評価項目を公表しますのでご確認ください。（「参加受付」で検索）

6 個別書類について

書 類 名	市内業者	市外業者	摘要
表紙 笠間市個別書類提出確認表（建設工事）	必須	必須	
納税状況等調査同意書	必須	×	
笠間市事業協同組合に係る総評点の算定方法に関する特例要領第4条に基づく書類 （提出書類については、財政課契約検査室にご確認ください。） TEL0296-77-1101（内線219）	△	△	事業協同組合で、総評点の特例の適用を希望する方は必要（土木・建築・電気・管・舗装工事のみ）

※ △：該当者のみ提出 ×：提出不要

※ 「市内業者」とは、笠間市内に本店又は契約を委任する支店・営業所等を有する者であり、「市外業者」とは、それ以外をいう。

7 名簿を共有する部局

- ① 笠間市市長部局（本庁及び出先機関）
- ② 笠間市教育委員会
- ③ 笠間市消防本部
- ④ 笠間市水道課
- ⑤ 笠間市下水道課
- ⑥ 笠間市立病院

8 提出後の留意事項

(1) 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

(委任状・履歴事項全部証明書・納税証明書・技術者経歴書等)

※変更届は、本市ホームページからダウンロードしてください。(「書類様式」で検索)

(2) 申請時提出された経営規模等評価結果通知書の有効期限が切れる前に最新の通知書を提出してください。(資格者名簿に登載された業者であっても、契約予定日に経営規模等評価結果通知書の有効期限が切れている場合は入札に参加できません。)

(3) 名簿はホームページで確認してください。総合評点についても確認していただき、不明な点がございましたら登載日より90日以内にお問合せください。(※問合せは事前に電話で予約し、後日窓口にお越しください。電話のみの問合せは身分確認ができないため不可とします。)

9 その他

「量水器交換業務」又は「植栽管理業務」を希望される方は別途笠間市へ役務の提供等の入札参加資格申請をしてください。

問合せ 笠間市総務部財政課契約検査室
TEL 0296-77-1101